

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和2年8月6日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和2年8月6日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	中 村 美 穂	委 員	内 村 博 法
委 員	河 野 龍 二	委 員	竹 中 悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議事課長	青 田 浩 二
参 事	森 本 陽 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 予算決算特別委員会の設置について
- (2) その他

開 会 9時30分

閉 会 15時02分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を行います。初めに議長より発言の申し出がありましたので、許します。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。それでは貴重な時間ですけれども、時間をいただきまして発議の件について申し述べさせていただきたいと思います。発議が提出をされ議運の中で議長預かりとしておりましたけれども、8月3日の日に午前中でしたけれども、代表者を取り下げをしていただくということでまいりましたので、御報告をしておきたいと思います。原文につきましては、許可をいただいて私の方で処分をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。以上、御報告を終わります。

○委員長（岩永政則委員）

それと議長ににつきましては午後2時から会議があるようでございますから、午後は席を立つということで御理解をいただきたいと思います。私からは報告を申し上げておきます。7月28日のこの委員会につきましては、前回、16時までの長時間、前向きに慎重審議をいただきました。本当にお疲れさまでございました。前回は現在議題となっています予算決算特別委員会につきましては、互いにその内容を理解し合うことを主眼に質疑応答を行ってきたところです。4時間半ぐらい掛けたわけでございます。終盤につきましては、他市町の事例に並びに資料等の収集、こういう意見がございまして、かなり質疑応答が長くあったんですが、私の方から原案の内容の理解はいただいたようでありますので、それでは資料収集につきまして早急に収集をすることといたしますということで、資料収集を決定をしたところでございます。その調査は5市町、大村市、長崎市、諫早市、川棚町、波佐見町、5市町を収集するという事に決定をいたしました。これを受けまして事務局に依頼をしまして、次回の本日、参考とするということに決定をしたところでございました。本日はこれを受けまして議題の目的達成に向けて精力的に前向きに御審議をいただきますように、切に私からもお願いをしておきたいと思えます。事務局の本当に努力によりまして、また発想も変えていただきまして、21市町につきまして資料を収集をいただいております。この努力につきまして心からお礼を申し上げたいと思えますが、これにつきまして簡単に説明を求めます。

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

おはようございます。お手元にA3の横で表形式の予算決算審査状況というものをお配りしております。左から市町名、それから定数、予算審査に係る常任委員会関係を記載しております。上から7つ目の諫早市、次の五島市、それと一番下の西海市、諫早市につきましては予算決算、五島市については予算、西海市については予算決算と赤字を入れております。ここは常任委員会を作って審査をしているということで御理解を

いただきたいと思います。それと右に行きまして上の表の上を見ていただきますと、当初予算、補正予算、決算ということで、それぞれで分けて表形式で作らせていただいております。例えば見方としては、一番上の長崎市につきましては分割付託をされて、当初予算も補正予算も決算も全部これでやると、もう一つの固まりですね。全部同じやり方をやっていると、長崎市、佐世保、雲仙、大村につきましては、基本的には全部当初も補正も決算も全部、分割でやっているとという表記でございます。上から長崎、佐世保、雲仙、大村、松浦、平戸までは、予算については分割付託をされておられます。そして、5番目、6番目の松浦市、平戸市は、決算だけは決算審査特別委員会でやっているとというふうな見方でございます。そういうふうに見ていただければと思います。上から7つが分割付託、次の諫早市、五島市が常任委員会をされて、五島市は決算だけが特別委員会をされておると。しかし、それも分科会方式だよという表現でございます。そして島原市から下が基本的には特別委員会を作ってされている所。南島原から佐々町と一番下の西海市のところに網掛けと言いますか色を変えておりますが、こちらは原則特別委員会と言いながら分科会方式はなくて全員でやっていると、委員全員ですね、議長を除く議員全員でやっているとということでの表現でございます。それとさらに右に行きまして、縦線のすぐ右に継続審査と書いてるところにつきましては、決算については9月で上程をしながらも、閉会中の継続審査でやって12月で結審をしているという所でございます。それから右につきましては、これまでの経緯ということで示させていただいております。例えば一番上の長崎市であれば平成12年の当初予算から分割付託をしてきてると、それ以前は総務が審査をしていたとそういうふうなことで経緯を掲載をさせていただいております。簡単ですけど説明を終わります。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたけれども、この資料の活用の視点としては、この前も申し上げてこの調査にかかったわけですが、まず一つは、現在の議題となっております予算決算特別委員会を設置し、議員全員が審査に関わることができることを目的としたものに何か参考になればということで、調査をした結果が今報告された、結構詳しく調査がなされております。もう一つの視点は、目的の議員全員が関わることに、もっと簡単に特別委員会じゃなくして、簡単に実現できる方策がこの21市町から何か学ぶことがあるのかということの視点が2つ目にあると思うんです。そのためにこの資料を参考にしながら検討をしていただきたいと思いますと思うところでございます。若干分析をしますと、大まかに括りますと予算決算の分割付託、この辺りが4市町あるようでございます。それから条例改正によって常任委員会が諫早、西海辺りの2市。これは常任委員会、常任で分科会方式ということです。それから特別委員会が13市町、予算決算を含めてあるようございます。それから従来の総務常任委員会でおられるのが時津、長与、2町だけになっておるようです。したがって99%ぐらいが特別委員会とか、分割付託とか、そういう長崎県内の状況にあるということがこの表から受け取られるというふうに思うわけですね。

今、局長から説明がありましたけども、何か不明な点があれば今から質疑をしてまいりたいと思います。ここの中で非常に理解しにくい点とか、どういうことだろうというようなことがあれば質疑を受けていきたいと思います。質疑ありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この長崎市、佐世保市、雲仙市、大村市、それから松浦市、平戸市、これも分割付託をしてるわけですね、決算を除いて。6市町が分割付託してるんですけども、長崎市の例でも、大村市の例でもいいんですけど、どういう流れでしてるのかですね。分割付託もどういう流れでやってるのか。まずそこを説明していただければなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

今、御質問の上から6市全て分割付託と書いてある所につきましては、予算決算の付託時点で分割付託表を配付して、分割付託表のとおり付託しますで議場は終わります。あとは常任委員会で審査をして、審査結果が議場で報告され、それぞれの分科会委員長報告を経て、質疑、討論、採決という流れになっております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この分割表は誰が作成して、どの機関が、組織が了承してするのか。そういう前段の流れを少し説明していただけませんか。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

分割付託表という形で一般会計を振り分けているんですけども、執行側と議会事務局で調整して表は作られているそうでございます。基本的には議会運営委員会でその表を、これで分割付託するというので、議会前の議運で了承を取ってるということです。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

本会議では常任委員会の委員長が報告して、そして最後に全体でこの議案について一括質疑とそれから討論、採決、というふうな流れで行くんですか。確認ですけど。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

今、御指摘の通りの運営をされておられます。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この流れっていうんですか、申し合わせ事項あるいは条例、あるいは会議規則に何か定めてあるのかどうか。長崎市でも構いませんけども、そういうルールを何か文書として残してるかどうか、そこの辺り分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

長崎市の場合でいきますと、申し合わせの方でどの範囲を、とりあえず常任委員会ですから、常任委員会の方は委員会条例の中でそれぞれの所管については振られています。所管どおりに分割付託をするということが申し合わせでされているようでございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにもございませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

僕は前回お願いしとった経緯ですね。今、長崎市の分割付託ですか、これになった経緯が全部載ってないと思うんですけどね。どういうことでこういう形になったのか。そういうのをちょっと僕は知りたいということで、その辺はどうですか。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

経緯についてはもう20年とか結構昔からということで、そこにいらっしゃる職員の分かる範囲で聞き取ったところをこちらに記載をさせていただいておりますので、向こうに問い合わせても、これ以上はなかなか分からなかったということで御容赦いただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにもありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この特別委員会を設置してる所、これは例えば毎回決議を上げてるのか、決算、予算、特別委員会も予算特別委員会と決算特別委員会を分けて、特別委員会を設置してる所があると思うんですよ。それぞれ決議をしなければいかんわけですよ。その状況というのは、この表の中はどういうふうになってるのか特別委員会を設置してる所はどういうふうになってるのか、分かる範囲で構いません。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

今御指摘の予算決算特別委員会を設置してされているところについては、原則、毎回設置をされてます。ただ、決議の仕方が今まで長与町の場合は特別委員会を作るときには、決議文を作って議案として上程をして、採決をして設置をしてきた経緯があります。しかし、こちらに記載の特別委員会については、もう全員協議会というか、議会全体で設置することがもう既に了承をされているという状況でございますので、議場において議長が、例えば令和2年度当初予算につきましては、お手元に配付の分割付託表のとおり特別委員会を設置し、付託することとしてよろしいでしょうかと、口頭で諮って異議なしで設置がされているというような状況でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

もう一つ、前回も問題になったんですけども、連合審査方式はどうかっていう話もこれまで出とったわけですよ。この中で連合審査とってるところが1件ありますよね。東彼杵町、ここ具体的にどういうふうにされてるのか。採決権はどこが常任委員会が持っているのかとか、どうしてるのか。そこのところを教えてくださいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

下から4つ目の東彼杵町でございますけども、こちらの方は当初予算のみ一般会計も特別会計も含めて全会計を総務に付託して連合でやって、言えいわゆる我々が通常理解してるのと同様に総務委員会では裁決権はないと、ほかの委員会は質疑までという事で、これまでもずっとやってこられてるそうでございます。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この市は補正予算も含めてるわけですよ。このほかの所は補正予算はどうかの、補正予算まで含めてる所はどれなのか。分かれば教えて、補正予算は、これ真ん中に書いてありますね。分かりました。この表のとおりですね。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

先程申し上げたようにちょっと経緯が分からない非常に残念ですね。私も3つの行政体行ったけど、話を聞くのに1回大体2時間ぐらい掛かりました。それをこれだけの形

でこんな多くのものを短時間でまとめるということは、非常に大変だったろうなとは思いますが。しかし、経緯というのは非常に大切なことなんですね。ですからちょっと残念だなと思ってのんです。それとこの中では大体人数が少ない、定数が少ない所は全員でやってる所が結構多いですね。予算決算をですね。この辺についての私は経緯を知りたい。内容を知りたいんだけど、時間的な問題とか、デメリット、メリット。メリットは議員の皆さんが全項目にわたり理解ができるということでしょうけど、何かデメリットか何かというのは、そちらの方で聞かれてる経緯がありますか。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

単純に考えてお分かりいただけると思うんですが、全員で全部を見るわけですから、当然、分割なり、分科会なりで分けて手分けしてやるのに比べると、審査時間はどうしても長くなってしまいうってところが一番のデメリットということで聞いております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それと大体この平均の会期が、決算まで予算決算特別委員会とかを作っている所については、大体何日間ぐらいの日にちを要しているのか。その辺が分かればということと、あと浦川議員から出た総務を2つに割って8時間、8時間とかに割って提示をされたという経緯がありますけれども、それについては産業厚生常任委員会の特会も全く数字の中に入っていないと私は理解してるんですね。ですから、その辺についてもよそがこれをするからには当然時間が、産業厚生はプラスこの内容をするということで議案が出たものだから、日程が非常に気になるんですけど、これについて大体よその行政体の時間単位、日程がどれぐらいになっているのか、分かったら参考までに教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

申しわけありません。会期の日程のところまではちょっと調べておりません。ただ、どうしても予算規模の大きい所は2、3週間掛かるでしょうし、予算規模の小さい、特に町レベルになると10日前後ぐらいに大体収まるのかなっていう感覚的なものでございます。それと先程言われた産業厚生の部分でございますけれども、単純に一般会計を割るということも含めてなんですが、常任委員会の所管のあり方というものも基本的には考えていくべきだろうということでは考えています。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私も今、局長がまさに言われたように、この分割方式でやるのであれば当然やはり常任委員会の所管の考え方を少し組み合わせを変えていかんといかんなど、そういう感じだと思います。ですから先程申し上げたように経緯とか、そういうのがあったらいいなというところで質問したわけなんです。さっき申し上げたように私は、あとの話になるんでしょうけど、やはりこれをやるということであれば常任委員会の組み合わせを変えて、基本的には今の総務がされてるのが総務と教育委員会ですね。ですからこれをそのまま浦川事案でいくと、産業厚生の方に産業建設それから厚生を分けるというふうな案でしたから、そうすると時間的にはハーフ、ハーフになっていくので、それとプラス特会ということになりますから、やはりこの分を総務の方に厚生を持っていくとか、そういう分でのやっぱり棲み分けをしていかんといかんじゃないかなと、そういうふうな思うんですね。基本的にこの資料を見ながら考えたのは、浦川事案も確かにやはり建設部門は建設ですべきだと、これは私もよく理解できました。それはその方が良いと。しかし、両方の分担からいくと常任委員会を少しいじった方がいいなと、そういう感覚を持ちました。これを見ても大体専門委員会で、専門の方で見れば分割の付託案の方が非常に私も良いと思います。こうやって見たらね。ちょっと質疑にならなかったんですけど、これを見てそういう感じたもんですから発言しました。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

分科会方式であれ、分割付託方式であれ、分割せないかんわけですよ、議案をね。それはこの前もちょっと浦川委員に確認したんで、できるっていう話なんだけども、実際行政の方どうなのか、その辺りどういう状態になるのか教えていただければ。可能ということであればいいんですよ、分割はね。例えばさっき言った長崎市では、行政執行部と調整して分割案を決めていくっていう話があったんで、やっぱり調整が必要になってくる部分があるわけですよ恐らく。私実務をやったことないから分かりませんが、そのところがどうなのかなっていう心配があるわけ。この分科会方式であれ、最初から分割するのであれ、この分割というのが、そういう意味ではどういう苦労があるのか、できるという前提かもしれませんが、そういったところがもし分かれば。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

おっしゃるとおり分科会方式にしても分割付託にしても、一義的には、今までは1本の議案でいわゆる当初予算なら当初予算の予算書そのものが、長与でいくと総務に付託をされてたっていう状態でございますので、それを割るというのは、これは審査する側の理屈ですね。議会側の理屈でやるわけですので、執行部側については、現在の例えば

今の現状で考えますと、総務と産業の2委員会にそれぞれの所管部局がございますので、それぞれの部局に沿って予算書を、総務部はここここだというような分割付託表を一義的には執行側に作っていただかないといけないという、手間は間違いなく増えるということでございます。ただ、そのできるかできないかで言いますと、それは審査する側がどういう審査のやり方をするかということでございますから、そこについては議会の中で、皆さんで決めていただければ、できないことはないということと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

参考までに今のことも私は長崎市の方に行って話を聞いてきました。やはり理事者側は非常に大変だという話でした。初めは執行部でどういう形で分けていくかとか、一議案の分割についても法的な問題とか、それから行政内の組み合わせの問題であるとか、そういうことでかなり苦労したという話は聞きました。今はそれがもうそのまま通ってるから何とかなってるんですけど、事務局は大変ですという話を私は直接、議会事務局長とそれから議長経験者から話を聞いてきました。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

おっしゃられるとおりでと思います。今回、例えばこれがどう転ぶか分かりませんが、今のやり方から、審査の仕方を変えるということになっていけば、当然こちら側だけではなくて執行側との調整もある程度時間が必要だろうということは考えております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

分割は一応分かりました。ただ、分割したあと各常任委員会で行政側の説明があるわけですね、各常任委員会でね。その説明の日程とか、そういう調整が分割とは別に調整が要ると思うんですよね。そういうのはスムーズに行くというか、いいんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

分割付託なり分科会でやるということは、完全に縦割りになります。今現在うちのやり方では、総務で一般会計の説明をした特会を持つてる所は、産業にも来て特別会計の審査を受けます。ですからここでどっちに何時に行けばいいのかというようなところの調整は逆に今の方が必要になってまいりまして、完全に縦割りですから、今回の私案でいくと、建設部は産業の委員会にしか行くことはありません。ですから、総務にもどっちにもいかないといけないという所管はなくなりますので、その部分はすっきりはする

とは思いますが、所管の方はですね。その部分だけはシンプルにはなるかなとは思いますが。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

説明は今よりすっきりするとういうことですね。もう一つは、この分割付託方式で長崎市と大村市は違いがあるんですよ。長崎市は本会議で質疑を入れてるんですよ。大村市は質疑は入れないで討論採決だと思うんですよ。私が個人的に確認したのはそうなんですけども、そこを確認されておれば、言っていただければなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

はい、今言われたとおりでございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程、議案を分割する事務局が大変だというふうに竹中委員がおっしゃられて、局長はおっしゃるとおりだというようなことで答弁をされたんですけども、どうも私は勘違いしてるのかなと思ってるんですが、現状、総務文教常任委員会に予算審査の前に、各課ごとの歳入歳出ページを振って款項目節が書いたやつが配られておるんですね。これは多分どっかで作っていただいているんだと思うんですが、だから2つに割ることが大変だということをしきりにおっしゃっておられるんですが、私の勘違いかもしれませんが、今すでに課の数だけ割っておられるわけですよ、内容を。それをこの委員会条例の2条で示してある総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会、この各課ごとに今まで2つに仕分けをするということだけなのかなと私は思ってるもんですから、そんなに今以上に手間が掛かるのかなという気は全然してないんですけど、なんか私考え間違ってますか、そこら辺ちょっと見解をお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

単純には今、その課の部分、特に今回私がいろんな市町を調査といいますか、お聞きをしてまずそれはどうするかを決めんばいかんわけですけども、その決まったとおりに例えば歳入についてどうするかとか、長崎市辺りは分割付託で歳入は原則総務だというやり方を取られていると。それと例えばこの表で言うと上から6つの分割付託の所については基本的に総務、原則総務に振ってるところがほとんどでございました。分科会方式の所でも歳入は総務ということで使われてる所もありますし、ここら辺りはどういう審査をするのかということを決定してからの話になりますけども、その辺り先程言われ

た表を作る作らんのところについても、単純にそれでいいのかどうかの確認、検証をまずしてからの話になると思います。その部分はですね。浦川委員が言われた所管が持っているやつをただ分ければいいのか、どうかっていうのはまだ確認をしておりませんので、私の方ではですね。それでいいのかどうかの確認はまだできてないという状況です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今現状、委員会で審査の資料としていただいているものが各課ごとに歳入歳出、ページ数を振ってこれが一番細分化したものだと思うんですよ。だから今局長言われたように、どういうやり方になるか分からないからそれに合わせてするとすると、今の資料があれば、あとその中から引き出して組み合わせをするだけです。私はそんなには掛からないのかなど。基本私の提案ではもう現状2つの常任委員会の所管する部分に割ってということ考えておりましたので、そういうふう到现在作っていただいている資料を基にすれば、そんなに時間掛からないっていうふうを考えておるんですが、やっぱりそんなにあれですか。今、細分化したものがあって、それをやり方によって組み合わせるっていう話だと思っておりますので、そもそも総務の審査資料として出していただいている各課ごとのページを振ったやつっていうのは、あれはどこが作られているんですか、そこを教えてくださいませんか。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

基本的には所管が作って、予算部局がまとめて提出をしている状況です。

○委員長（岩永政則委員）

今現在、議論いただいて事務的な話まで細部の話まで突っ込んで議論があつておりますけれども、一応本委員会としては、方式等につきましてどちらの選択をしていくかという大きな枠の中で決定をしていければいいなということで、冒頭言いますように21のうち長与、時津以外については、分割とか、分科会とか、そういう形でもう99%がされておるということでございますので、その辺りを踏まえながら、今からもう少し大きい立場から決めていただければ、事務方としてはそれに合わせていろいろ工夫をして、現在も分割をして、ちゃんとして整理をしてきておるわけでございますので、その辺りもあろうかと思っておりますけれども、少し方式等につきまして御議論いただければと思います。一つ私が知り得る範囲内のことを、大きな違いがあるということだけを、私の方から皆さんにお知らせをしたいと思うんですが、特別委員会は法律に基づいて、あるいはうちの委員会条例に基づいて特別委員会を設置をするという法的根拠はございます。これは皆さん方知ってのとおりです。ところが長崎市も私ちょっと別のサイドから調べてみますと、分割方式で今扱っておられるわけですけども、何を根拠にこの分割方式に

したんかということ、根拠ありますかというお尋ねをしましたら、根拠としては敢えて言えば委員会条例の2条第2項、ここに例えば総務文教常任委員会、環境産業とか、いろいろ長崎市の場合は5つぐらい委員会がありますけども、ここの所管に分かれて記載をしておる部分については、全部そこに予算も同じようなほかの議案と同じような考え方で分割をしておるといような、根拠で言えばそれだということで、もう20年ぐらい前からやっておるから今定着をしておるといことなんですが、どうも根拠が分割と言うと敢えてこじつけて言えば、2条の2項が根拠になるような感じを私はいたしたわけで、法的なものは無いようでした。そういう法的根拠たるものは特別委員会、これはれっきとしてきちっと謳ってありますので、2つの違いはそこにあるようです。これはもう各自自治体の申し合わせでできないことはない、よそがしておるわけですから。これはだから委員会条例を改正する必要もないし、何もないということなんですね。だから2条の2項を適用して予算も含めて分割をしようということだけ決めれば、それで対応できるということです。そういう違いがあるようございます。ほかに質疑はございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ちょっと戻りますけども、時津町は長与町と同じなんですけども、委員長報告を事前に全員協議会で説明して調整してるんですよ。そこはちょっと確認されてるかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

その詳細までは今回は調査しておりませんが、話では聞いております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今、委員長が法的根拠ということよりも、これは最終的に本会議で議決するわけですよ。質疑、それから討論、採決、最終的にするわけでありますから、するわけですよ、この分割付託もね。だから議案の審査が本会議で行えるわけですね、最終的にね。だからこういう方式を取ってるんじゃないですか、私はそう思いますけれども。

○委員長（岩永政則委員）

先程局長が言いましたように本会議で、例えば令和2年度一般会計予算につきましては、お手元の配布の議案審査付託書というのを作られまして、記載のとおり各常任委員会それぞれの所管、こう書いてる、2条の2項にありますね。その所管の各常任委員会に分割付託をいたしますという表現で対応しておられるそうです。そこで付託をする。ここで決まりですね。根拠はここですね。だから議決です。これは当然、本会議での議決、そして今度付託を受けた委員会は付託を受けまして、それで終了しますと採決をし

ておると。そこで、それぞれの委員会が採決する。それでそれを持って審査の結果を本会議で報告するという対応しておるといふようなことで、若干局長とダブった点がありましたけども、そういう対応をされておるといふのでございます。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

法的根拠って言われるわけですけども、最終的に本会議で議決するわけですよ。この審査方法が何か法的根拠がないとだめなのかって、そういうことじゃないでしょ。委員長にちょっと駄目出ししますけど。最終的に本会議で一括議案として討論もするし、採決もするわけですよ、質疑もね。だから法的根拠って言われると、それが法的根拠じゃないかなと思うんですよ、恐らく。長崎市、大村市、今まで分割付託方式、それが本会議で分割でそれぞれ採決したらこれはちょっと問題だろうと思うんですよ。最終的に議決するわけだから、そのほかに根拠が必要かっていう、ちょっとそのところが私は疑問に思うわけです。だから多分根拠で言われても何の根拠かって言われると私はもし私が当事者だったらそう言いますね。本会議で議決してるわけだから、それが大きな根拠でいたいね。それがなかったら確かに言われるとおり、何か根拠はあるのかって言われる可能性はありますよね。そう思ってちょっと質問したんです。お答えは要らないですけど。

○委員長（岩永政則委員）

委員会条例は議会の議決を経てますので、当然その法的な根拠はそこにあるということと言えるわけですね。そういうことで、いろいろ方式は各自治体の申し合わせ等で決定をされていくだろうというふうに思います。ほかにございませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

人数が少ない所はさっき言ったように大体全議員でやってる所が多いですね。それで、これは特会も含めて、もしやるのであれば、やるのが私は辺り前だと思うんですよ、一般会計だけじゃなくて。そういうちょっと広がった意見に今からなるんだけど、この全議員でやってる所は一般会計の決算と予算だけなんですか、それとも特会もやってるんですか。その辺、僕は中身が分からないもんだから教えていただければ。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

最初の説明でちょっと足らなかったのかもしれませんが、これは基本的に一般会計予算についての審査方法をお聞きして記載したものでございます。下から4つ目の東彼杵だけ当初のみ全会計を連合審査でやっているというところで、ほかの所につきましては、恐らく特会は常任委員会に付託をされているということで認識をしております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかにございせんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと話が飛躍して今、決算と予算だけの話なんですけど、予算をするのであれば、当然補正予算も入ってくるのが当たり前だと思うんですよ。こういう審査するためにはね。そうするとほかの、結局補正予算まで含めた中の特別委員会と所管を分けるわけですから、特別委員会でこれもやるのかどうか、その辺も一つちょっと疑問になってきますね。その辺については、事務局どうですか。どういう形でやられてるか分かりますか。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

一般会計で調査をしておりますので、一般会計の補正予算につきましてはこの表のとおりで、補正で違う扱いをしてる所は、川棚、南島原、対馬、波佐見、小値賀、上五島と時津については、特別委員会じゃなくて即決でやっていると、それ以外はそれぞれの分割付託なり、常任委員会、特別委員会の方で分科会方式なり、ここに記載のとおりの方法で補正予算も審査をしているという状況でございます。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

長与町は過去3つ常任委員会があったんですね、広報を除いて。その3つの常任委員会を定数削減で2つに分けたわけですね、議会改革で、そういう歴史があるわけですよ。それが今までできておるわけですね。その分け方として特会を産業厚生にすると、それ以外を総務文教にするというやり方になったわけですね。これは私の議長時代ではなくて、前の山口議長のときにそう決めたわけです。そのときの議運で多分恐らく決められたと思うんですよ。そういう歴史があるわけですよ。その歴史の中で今回、分割にしろ、分科会にしろ、そういう方式をとった場合に、今の常任委員会の振り分けでいいのかどうかという、そここのところも踏み込まないかんかもしれませんね。今のようにそういう議論になれば。だから、そう簡単にはいかないかなと、どういうふうに分ければいいのかなと、そうすると分割イコール各常任委員会の仕事になるわけね。分担になるわけ。今のこの方式でいけばですよ、そうすると根底になる常任委員会のあるべき姿というのを、今のままでいいのかどうかという議論をせないかんだらうと思うんですよ。そういう方式をとるにしろ、私はそう思うんですけど。それで多分恐らく竹中委員も今の産業厚生はどうなるのかとか、そういう議論も出てくるわけですよ。だからそういう調査を、議論をすべきじゃないでしょうか。今、我が長与町はそういう常任委員会であります。ほかの町がどういうふうに分けてるのか、特別会計とか、そういう分け方をしてるのかどうか、そういうのがちょっとこの表では分からないね。ただ今回は予算決算の調

査ということで、こういうふうにしたんですけども、深く突っ込めばそういうことになるわけですね。そこのところをやっぱり議論すべきじゃないでしょうか。今の体制で良いついていうなら、その体制前提で、分割付託あるいは分科会付託、今の常任委員会方式、どれを取るかっていうのがまた変わってくるんじゃないかなと思うんです。その基になる常任委員会、これを議論すべきじゃないでしょうか。そうしないと単純に今の割り振るわけでしょう。分割と言ってもそこのところは議論すべきじゃないでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

以前も話したかもしれませんが、特別委員会で審査をした方が良くないかという意見の中で、やっぱりそこを見越してやっぱり各今の常任委員会の体制、所管の体制もやっぱり変えるべきではないかなという話が出て。以前も話して、じゃあ何で急いでっていうふうな話じゃなくて、このタイミングが一番今の時期がベストなんじゃないかなという話をさせていただいたと思うんですよ。と言うのも4年の任期のうち今1年ちょっと過ぎて、あと4月で2年が終わるということで、ちょうど2年の終わったあと委員会の再編があると。この委員会の再編時期に合わせてこの常任委員会の体制も検討すべきではないかなと、私もそういう意見があつて、そういうのにああそうだなというふうに思ってるんですね。いわゆる今度の任期の2年の任期の委員会再編のときまでにこういう議論をして、例えば分割付託でもいいですし、特別委員会設置でもいいですけども、そういう審査方法して何が問題で、何が変えた方が良くないかという部分も明確になってくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。そういう中で、例えばこの表を見ても私と改めて思ったんですけども、やっぱり総務と厚生が組んでる委員会がやっぱりちょっと多いですもんね、常任委員会で。やっぱりこういう体制が本当にいいんじゃないか、例えば平戸市は総務厚生、川棚でも総務厚生、産業建設と文教、壱岐でも総務文教厚生と産業建設だけという形で、やっぱりこのバランスを考えた形での審査がずっとされてるのかなというふうに思いますんで、ちょうどやっぱりこの任期、委員会の任期を変更するときに、そういうことも議論する時間が十分あるなというふうに思ってるんですよ、今ですね。だからやっぱり今、予算決算の審査方法をやってみて、どこがベストなのかというところを明確にする上でも、今のタイミングかなというふうに私も思ってるんで、是非さっきは竹中委員も言われた、内村委員も言われた常任委員会の所管の検討というのも当然すべきではないかなというふうに思ってます。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今、河野委員言いましたように、やっぱり私も今の常任委員会のあり方というのをどのような業務を担当するかという根底になるのがぐらついたら、分割付託も分科会方式

も何も意味ないわけですよ。だから、そのこのところをきちっと議論して、今の体制で行くならその体制を前提に分割委託する、あるいは分科会特別委員会で分科会方式をとる。そういう前提となる議論を是非これからやってみて、そしてその上でどの方式が良いのか検討すべきじゃないですか。理論的にはそうなるわけですよ。私はそう思います。長与町にとって今まで常任委員会、特会と分けてるんですけど、果たしてその方式が良いのかなという、ほかと比べてどうなのかなという検証はすべきではないかと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私もこの審査方法について新たに分割付託であったり、特別委員会の設置であったりということ自体にやってみる価値もあると思いますし、やってみなければという意見も十分理解をしているところなんですけども、私の産業厚生常任委員会の立場から言わせていただければ、やってみてと言う前に特会の問題があると。それはほかの委員の方にも話はしているわけなんですけども、やる以前の問題でも今の分け方、委員会のあり方であればどう考えてみても、確かに議案として条例案とかそういったものが、どのようにこれから出されるかどうかというのは全く見えないところではあるんですけども、決算であったり、予算また補正予算を含めた形で考えるならば、絶対に産業厚生常任委員会の方が審議の比重が大きくなるというのはもう明確だと思います。ですので、実際にやってみるのか、委員会の改編というのは当然、次の委員会構成を組むときしかタイミング的には難しいんじゃないかなと思っておりますけれども、そこをよく考えていただいて、特会のあり方とか、そういったものも審議をしていただきたいと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私もさっき申し上げたように、やはり常任委員会のこの組み合わせというのをちょっと検討すべきかなと、そこは河野委員も皆さん大体同じような意見だろうと思っておりますよ。ただ、もう一つちょっと違う地点で話をすると、やってみてもいいよということじゃなくて、やはり私たち議会っていうのは、2元代表制の中で選ばれた議決権を持った議員だから1回決めたらまた悪かったらすぐ変えるよというようなことはあんまり好ましくないと思うんです。だから慎重に審査をして決定をしていくと。これが通常私たち議会の議員の役割だと思ってるんですよ。ですから、確かに悪かったら変えればいいと。それは道理的に私もよく分かります。それでもやはりよく慎重にやっぱりそれを審査して、例を言えばこの間災害対策のことについての文書もありましたよね。事務局側から出た案もなかなか良かった。しかしながら前決めたことだから軽々には変えることできないということで、前の案にそのまま落ち着いたという経緯がありますね。これはもう

ひと月くらい前の話ですから覚えてらっしゃると思うけど、だからやはりそういう分では私たちは慎重にやっぱり作っていくと、特別委員会については私は決して反対ではないです、はっきり言ってね。この組み合わせを変えて、そしてやっていけばいいなど。あんまり前の話ではその発議を出すとか、9月にすぐするかという話だったから私も非常にちょっと違和感があったんですけど、この話し合いをしていって、まとめていって特別委員会を作るということであれば私は別に全然異議はないんですね。ですからその辺を含めて、少し常任委員会についても少し話し合いをしていくべきだと思うんですね。今のやっぱり産業厚生委員長が言われたように、総務委員会を2つに割って8時間、8時間と書いてあったたですかね。これをそのまま産業厚生の方に当てはめてしまったら、総務の時間と厚生時間が同じ時間で、プラス特会プラス水道の企業会計ということなので、それはもう形から言っても、時間からいってもウエイトはものすごく違いますよね。ちょっとどころじゃない。やはり倍近く違ってくると思いますよ。ですから当然これをするとするのであれば、やっぱり産業厚生を会期中に集めていただいて、皆さんの意見を集約するとか、そういう作業も当然必要になってくると思うんですね。それはそういうの含めて慎重に決めていったらどうかなと思いますけどね。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

さっき言ったように目的をはっきりすべきでしょう。この前もちょっと浦川委員の提案で目的が全員参加してっていう目的になったわけですよね。で、それをよく聞いてみたら分科会方式ですということだったんですよね。理由は、全員一緒にやると時間が掛かるからっていう説明だったんですね。それから分科会を作るんだと、こういう説明でした。それ間違いないですよ、この前言われてましたね、目的のところですよ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

もちろん今おっしゃられたように時間が掛かるとか、会場の問題とかも言わせていただいたと思うんですが、併せて委員会条例2条で所管の事項が書いてあるわけですから、これに合わせて手分けしてした方が良くないですかと申し上げておるんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

浦川委員のそれを確認しただけ。もう一方では河野委員は全員でやった方が良くという意見があったわけですよね。特別委員会で、分科会せずにと趣旨のことを話されたんですよね。ちょっと私の勘違いかもしれないんですけど、それをちょっと河野委員に確認したいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

全員でした方が良いという意見を言ったのかどうかちょっと記憶にはないんですけど、その方法だと思うんですよね。やれるならやってもいいんじゃないですか。例えば期間、委員会の審査の例えばここ継続審査が出てますよね、この資料で、長崎市だとか大村市、全員でやってる。対馬が分かりやすいのかな。全員でやってるのは継続審査、こういう場合は恐らく決算の場合だと思うんですけども、さっき説明された9月に上程されて12月の議会までの継続審査でやると。一定時間が取れば全員でやっても僕は構わないのかなというふうに思いますね。そこはだから今度どういう体制でいくかという踏み込んだ中で確認していけばいいと思うんです。やっぱり会期が長過ぎてそれは全員無理だっていうふうになれば私は分割でもいいですし、だからそれは会期が十分取れるよというふうになれば全員でやってもいいと、そこをどうやって決めていくかというのは議論していく中で、私はこうだからこうですというふうに変える考えではないです。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この前の打ち合わせで河野委員の発言とか出てきましたから、やっぱり特別委員会作るにしても全員でやるのか、あるいは分科会にやるのかっていう2つの方式も出てくるわけです。考え方によって。全員でやった方が良くなれば、分科会はもう要らないわけです。だからそういう考え方も出てくるんじゃないかなと思って今確認したわけです。全員でやるとなると分科会とかそういうのは関係ないし、常任委員会も関係ないですね、そういう理屈にはなるんだと思うんですけど、そういう方法も出てくるわけですね。だから最初述べたように常任委員会の関係って一番重要になってくると思うわけですよ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、言われたようなことで私が言ったことが全て正しいんでありませんということを申し上げて、だからいろんな意見があれば、こういう方法がいいんじゃないかというようなものをどんどん出していただければということで、前回申し上げたところでございます。だから是非どんどん出していただいて、私は分科会というのを言っておりますので、それよりもこっちの方が良いんじゃないか、こういう方法もあるとか、ないとかじゃなくて、こっちの方法が良いんじゃないかというところをお示しいただければ議論が進んでいくんじゃないかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

さっき全員でやった方が良いという意見というのを私、例えば分割してこの案件はみんなでする方が良いという場合は、特別委員会を全員で開いてその案件を審査すると、だからこういう場合もできるんじゃないんでしょうかという形で全員でする場合も可能じゃないかと、特別委員会を設置すればですね。そういう形で多分発言させて、今思い出したけど発言させていただいた。それが全部さっき浦川委員が言われるようにベストだというふうには思ってないです。だから、その工夫の中でみんなでする案件をみんなでするやってみようとか、これはもうずっと分割審査しようだとかっていうふうないろんな工夫ができるんじゃないかなという形で言わせていただいたと思います。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程、浦川委員に確認したのは、前回は浦川委員が作った文章の中に全員参画っていう文言が入ったものだから、素直に読んだら特別委員会で協議するのとか。全員でというふうには理解したわけです。そしたら、この前の会議で浦川委員にそこを尋ねた。いやそうじゃない、全員でしたら時間が掛かるから分科会を置くんだという答弁だったんですね。そしたら河野委員から全員協議だったら、もう全員でする方がって意見が出たと私は記憶してるわけです。そうすると、その目的によってだいぶ違ってると特別委員会でもね。一方では分科会作らないかん、一方ではもう全員でする、大きな違い。そういうことで今日確認しただけです。分かりました。

○委員長（岩永政則委員）

前回はかなり質疑がございましたように、2枚紙の中でかなり質疑がございました。その中にもありましたように、分科会方式を今言ったようにございましたものの質疑がかなり重厚な質疑がありまして良かったなというふうには私思うんですけど、今、聞いてみますと、特別委員会を設置するならば、今の所管の第2条にある組み合わせを若干変更していったらいいんじゃないかと。これも併せて検討していくべきだというような意見が3名から出ております。一旦今から休憩をとりますので、その後その辺りを詰めなければ先に進まないのかなという感じもしますので、休憩をとったのちに私も私見として私は私なりの案を、例えば内村委員は内村委員なりの案をお持ちだろうというふうには思うんです。こうした方が良くないかなという感じはあると思いますので、いろいろ意見をまた出し合って良いものを見出して、そして、目的たる特別委員会の設置が可能なのか、その辺りの議論まで先に進めて今日は行きたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げて、11時まで休憩をいたします。

（休憩 10時30分～11時03分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。途中私の発言の中で御指摘を今先程い

ただいたんですが、長与、時津2町を21で割りますと、私は1%、99%がという表現をしましたが、あれは単純に割れば1割なんですね。したがってあの急にパーセントという表現にですね。訂正しお詫びを申し上げたいと思いますので、よろしく議事録もそのように訂正をお願いしたいというふうに思います。

今まで議論をずっとしてまいりました中で、各委員会の2つの委員会の中身の組み合わせをやっぱり若干見直した上で、特別委員会なら特別委員会を設置をすると。そういう別の方式でもそうするべきじゃないかという意見が出ておまして、たまたま産業厚生委員長も副委員長も役職上はおられますので、そういう発言があり、内村委員からもそういう発言がございましたので、いろいろどうすれば一番、100%にはいかないと思うんですけど、こういう方式をとったらそれに対応できるんじゃないかなという1つの想定だろうというふうに思うんですね。その辺りの議論を今から時間を掛けてしていきたいというふうに思いますが、どうすればその疑問が、例えば中村委員長が言われた特会もあるという話もありますが、こうすれば何とかうまくいくんじゃないかというように一つの案があればそれぞれ知恵を絞って出し合っていけばいいのかなというふうに思います。また、この6人につきましても、産業にもおれば総務にもおった経験がそれぞれあるわけですので、十分経験が有るの議運のメンバーでございますので、その立場に自分を置き換えて考えながら御議論いただければありがたいと思います。中村委員、何かございません。提案等があれば。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

提案と言いましたら要するに皆さんがさっきからおっしゃってるように、もう委員会の構成を変えるしかないんですよ。だから特会を産業厚生ってなってますけど、例えば総務厚生とか、それがもう平均になるかどうか分かりませんが、そういうことでの委員会の仕組み自体を変えないといけないというふうに思います。何か良い方法はっていうふうにおっしゃってますけども、だから総務が今まで一般会計の予算並びに決算、それから補正予算、かなり審議時間が長いと思います。当然、審議時間、日数だけで考えますと、総務にかなり負担がきているのではないかと、そういうことは重々私も承知です。前回4年間総務委員会におりましたし、ただ、そういうこと言い出したら、もう総務では逆の考え方でいけば一般会計の予算や決算、全体にわたってが分かるということで総務委員会を選んで委員会に今在籍をされてる方が多いのではないかと思いますので、一人一人のお考えはそれぞれあられると思いますけど、今までの負担がどうかとか、そういうことを申しましたら当然今の仕分けでいけば産業厚生の方が時間的、日数的には非常に短うございます。それはもう一般会計の予算決算が含まれていないというところで、一番長く取られるところがうちには来てないからということで、うちの担当所管の審議ができないというところも当然今のうちの委員の中にはもどかしく感じてる方もおられると思いますけれども、そういうことを逆に言い出したら、なかなか委員会

を一人一人の議員が決めるときの考え方はそれぞれ違うと思いますので、そこはお一人お一人の考えとして今何が一番良いのかと言われれば、これから先のことを考えれば、分割付託なり、特別委員会なり、してやっ払いこうということであれば、委員会の構成を変えるという方法しか申しわけないんですけど、私の方では思い浮かびません。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、発言があったように総務委員会の中からは、総務委員会の負担が大きいから減らしてくださいなんて話は一切出ておりません。そこは一言言うときます。むしろ先程言われたように分割されて産業厚生に持ってこられれば産業厚生への負担が大きいことは、先程聞いてそこは理解をさせていただいたところですので、その認識は間違わないようにしてください。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

そのように総務委員会の方に不愉快な思いを抱かれたんだったら申しわけないと思うんですが、私が言ってるのは、総務委員会と産業厚生の間割り振りで考えれば、今の現状でいけば総務委員会が非常に期間も長いし、審議時間も長い、これはもう事実です。総務委員会の方が、私はだからこういうやり方に変えて欲しいなんていう言葉は一言も聞いておりませんので、そういった意味で言ったのではなくて、総務委員会を選ばれた基準というのが、そういう一般会計とかに携われるからという意味もあって委員会を選ばれた方もいらっしゃるんじゃないかということでございますので、そういう時間的なことで総務委員会が長いから短くするためになんていう言葉は、私は委員の誰からも聞いておりませんし、そういうふうには受け取られたなら、そこは訂正したいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。そういう意見が出てくればという前提を言われたものですから、総務委員会の方ではそういう意見は一切出ておりませんということを申し上げたところです。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

浦川委員の総務文教ではそういう意見はないんだけど、浦川委員の提案の中で時間が掛かっていると、アンバランスが生じているという提案はありました。そちらの方を目的にするのか。11月25日かな、どのぐらい掛かっているかっていう時間をお示しされたわけですよ。だから浦川委員の根底にはアンバランスをなくそうというのが大き

な目的だったんですよ、当時はね。だから今はどうなのかっていうことなんですよ。さっき言ったように全員参加でやるのか。あるいは今のアンバランスをなくそうと言うのか。どっちなのかって目的をまずはっきりさせないと先に進まないんですよ、これ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

昨年11月の委員会の際に、確かに総務委員会で掛かった時間と審査時間の中で総務文教常任委員会に掛かる部分、条例の2条で示してある分。それぞれ8時間41分と、産業厚生に掛かるのが8時間46分という説明をさせていただいて、だからこの分を分けてしたところで、これはあくまでも参考で見ただけだと思いますと前置きをして、だから圧倒的にこっち側が増えるわけではないんですよと言いつつ説明をさせていただいたところで、その趣旨はやっぱり条例委員会の第2条、ここにちゃんと総務文教常任委員会の所管する事項っていうのは示してあるわけですね。例えば総務部の所管に関する事項、企画財政部の所管、議会事務局の所管、会計課の所管、監査事務局、選挙委員会、教育委員会、他の所管に属しない事項ということでアからクまで示してあるわけですよ。その下に（2）として産業厚生常任会に関する事項ということで、建設産業部の事項と水道局、農業委員会、住民福祉部、健康保険分、アからオまで示してあるわけですよ。この（2）のアからオまでに示してある事項について、一般会計予算の中に入り込んでるわけもんですから、それを手分けして、この条例に基づいて審査をしましょうというのが本来の趣旨でございますので、そこを是正をしていただきたいということなんですよ。条例に基づいてやっていただいて、そこを是正することで、各常任委員会に所属する各委員が所管する事項について専門的知見を持って一般会計予算決算の審査に望むべきと考えて提案をしておりますということを申し上げたと思います。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうであれば条例を変えて、浦川委員が変えて、それをそれぞれの常任委員会に割り振ればいいだけの話、特別委員会も要らないわけでしょう。そうすると浦川委員の趣旨であれば、何もしないでそこだけ変えてくれっていうのが目的なんですよ。目的はそれなんです。だからそれをはっきりしとかなないと、わけの分からんようになってしまいますから、だからそうであれば条例改正だけで済むんじゃないですか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

条例を変えてっていうことを簡単に言われますけども、今の委員会の構成が来年の4月までなんですよ、任期が。この今の条例の総務文教常任委員会、産業、それぞれが議

員が所属をしとるわけですね。だから今のやり方を条例を変えればと言う前に、今の組み合わせの条例を変えることなく、今の組み合わせのとおり条例に乗ったまま進行をされればどうかというのが私の提案なんです。しかも任期の途中が来年4月ですよ、もう明ければ、今の委員会の所属する委員の任期っていうのが。だからわざわざ現時点で、条例を変えて委員の体制も組み替えてというのも考えてないもんですから、だから、今の常任委員会のままで、この条例の所管する事項をそれぞれが審査をすればどうかっていうことで申し上げてるところです。だから条例を変えるなんてことは全然私の中では考えておりません。現状はですね。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

さっきここを条例で変えるべきだっていうことを言われたもんだから、そういうことを私は今初めて知ったわけですよ。目的はそこにあるんならば条例改正をすべきでしょうとこう申し上げたわけですよ。今の理屈では浦川委員は、今のまま変えないでっていう意味なんですね。それが前提なんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

前回も言わしていただきましたけども、当面は現状の組み合わせで3月議会まで特別委員会を作って対応させていただいて、その結果をもって、その中で私どもこのメンバーでの任期が4月までありますので、その結果をもって委員会の組み替えとか、そういうものをやるための参考にされればどうですかっていうことを申し上げたんですよ。だから条例を変えることが前提なんて一言も言っておりません。今の体制でこの条例にあったとおりの審査をしていきたいと思いますっていうことを申し上げておるところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

ちょっと整理をしておきたいと思うんですけども、今の議論は浦川委員が議題になってます特別委員会の設置については、今言われたように現在の条例は触らずに特別委員会を設置をして、それで分科会を設置をして分科会方式をもって、そして皆さんがたがそれに関わっていくと。この条例の今の区分けに従ってやっていこうという考え方で提案をしてきたということですね。ところが今まで27日の審議4時間数十分。そして今日も約2時間になりますが、その審議の過程で特に今日出ましたのが、やっぱり特別委員会を設置するならば、今の委員会条例の2条の枠内は、少し産業厚生の方に過重が掛かるんじゃないだろうかということから、もう少し整理をした方がいいんじゃないかという意見が出ましたので、今それを議論をしましょうということにしておるわけですね。この点整理をして考えて、浦川委員が提案しておるのは変更するという前提はなかったけれども、今後の議論の中では場合によってはそれが変更をせざるを得ないと、そうい

う問題提起がされて今審議に入っておるわけですので、これをこうしましょうかという申し合わせがあれば、それをもって委員会条例の改正はあり得ると。そうしなければ皆さん方の意見は通らないわけですから、ましてや特別委員会の設置も不可能になるかもしれません。そういうこともありますので、今、その組み合わせが必要だという御意見から審議をしておりますので、その点はお互い確認し合いながら議論をいただければというように思うんです。ほかに御意見ございませんか。この組み合わせの問題ですね。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今、浦川委員がずっと発言をされてるのは、基本的に9名の発議が出たから、発議は取り消しになったんだけど、初めの趣旨として9名の方が一致した意見で、浦川委員は今いろんなことで回答されてるというふうに理解していいわけですね。そこまで9名の方で話をされて、今浦川委員の発言されてるのは同じ意見なんですか。それとも今、別に私見を入れて話をされてるのか。参考までに聞いとけば、僕も審査がしやすいので。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

9名で出した発議については取り下げをさせていただきましたので、それは一切関係ありません。ただ、ここの中でこういう先日、議事録もお渡ししたように、こういうことでやりたいんだということを説明させていただいて、そして、ずっと話が進んだわけですから、ここで言うたことについての中で発言をさせていただいております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

だからねちょっと蒸し返すようなんだけど、私も11月25日に浦川委員からもらった資料には、産業厚生は8時間ずつ時間が、非常に私の頭の中にまだ入ってるんですよ、はっきり言って。だから冒頭に僕が申し上げたけど、所管の分を所管とする審査は私は賛成です。それでも時間についてはどうなのかなっていうのは冒頭にちょっと発言したと思う。基本的にその時間のことは全く関係しなくていいと、前の考え方からすれば変わったということですね。前はそういうことを文書で私たちに渡してくれた。だから皆さんが私も含めて誤解をしまったのは、時間が8時間、8時間で一緒ぐらいの範囲だから要は総務委員会が非常に負担が掛かってるな、苦情が出てるのかなと勝手に私たちは想像をしまったんですよ。だから中村委員が謝って訂正したけど、基本的にはあの文章を見ればそういう感じだったんですね。だからその辺の確認をして、私はだから冒頭に時間じゃなくて、所管の委員会が所管の部署に審査をするというのは、私は個人的に賛成ですよという話をしましたよね。そういう考え方でいいわけですね。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分割して分科会で審査をするという前提で、参考までにこういう時間が掛かった、昨年の決算についてはこういう時間が掛かっておりましたということで示させていただきただけで、この多分今、産業厚生にこの分の時間の分が決算で新たに乘ってくるんだろなとかっていう、そういう見込みが立つんじゃないかなと思って私はわざわざ時間つけて提案をさせていただいたんです。だからこれを見てどう考えるかは皆さんの勝手でございます、私はこうあるからこうすべきじゃないかとは一切言っておりませんので、だから、この時間についてどうある、こんな状況であるからすべきじゃないのかなってことは一言も言うてもおりませんし、そこがもし、これがネックになったらこの時間の分は忘れてください。お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

今、白紙のような感じで発言があったようでございますけども、いいでしょうか。
竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私が非常に気になるのは、やっぱり9人の人の意向というのは大切にせんばいかん。だから全協でもそういう中で9名いるからということで発言もあったし、そしたらその9名の方に意向を十分に受け入れながら議会運営委員会としては9名って言ったらもう3分の2だからはっきり言って。だからその意向を受けとめながら私たちは審議をしなくちゃいけない。そういう頭があるわけですよ。急に今、時間を忘れてくれろと言われてもそう簡単に忘れられませんけど、はっきり言ってね、いやそれはもういいです。それはもう構いません。それはもうそういう方向でいきます。だからそういうのを加味した中でいろんな分で皆さんの議案を聞きながら審議をしていくということなんですね。そういう方向に委員長もっていつていただくよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（岩永政則委員）

そういうことで、現在その前の発議については取り下げて無いものとして、みんなの意見を集約しての取り下げということだろうということでございます。その時間的なものについても今白紙なもので発言がありましたので、御理解いただきたいと思ひますが、この焦点になっておるのが産業厚生員の方が過重になるんじゃないかというものが今焦点になっておりますので、その点を例えばこうしたらうまくいくんじゃないかなという、この感じでもいいわけですよ。その計っておらないわけですからね。なかなか言うのも難しいのかなという感じしますけど、実際みんな先程言ひますように経験済みですからみんなが。だからこうすると何とか特別委員会の分科会でもうまくいくんじゃないかなというよな発想を前向きに御発言いただければありがたいと思ひます。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それを聞いて、さっきも提案したんだけど、やっぱり審査を担当委員会がやるっていうのは私も正しいと思うから、常任委員会を少しいじった方が良いという今話し合いですよね。私も一番長いもんだから、経験上行くと普通、総務、厚生、教育、この3つでね、2つやったらですね。今までは私は3委員会というのをずっと経験してきたんですけど、初めは総務、その次は文教厚生、それとあと建設水道、この3つに分かれている。今2つしかないから、これを見てもハード面とソフト面というふうなことも少し加味しながらいろんなことを考えると、総務、文教厚生、それとこちらの方は産業、建設、水道とこの3つを2つに分ける。そしてその中で特会もそれに応じてだから、厚生の部分の今の介護とか、国保とか、後期高齢は総務の方、厚生の方でやるということですね。都市計画の方は建設の方でやる。水道は建設、この2つにしか分かれられないのかな。これは案としてね。私はその方が中身の審査までは行けると思う。ただ基本的な問題は、先程中村委員長が言ったように、私たちがずっと初めは新人の頃から言われてきた、総務に行けば財政全般が分かるので、私も言われたんですよ。総務に行くと、しかし行かせられなくて建設にやられて、結局総務の担当は多かったもんだから建設に行かされたんですけど、そういう総務であれば大体全体の財政が分かるということで、新しくなられた方は大体4年間ぐらいはそっちの方でよく勉強されてるのかなと、今まで経験上そういうことがありました。これは私たちの経験上、一応話をしておきたい。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

さっきから私は目的は何なのかっていう、常任委員会のアンバランスがあるから是正しましょう。そのために特別委員会を設置しましょう。あるいは分割付託ね、これは手段になるんですけど、目的をやっぱり常任委員会の仕事のアンバランスを是正しようっていうのが目的なんですか。何なのか。それを目的ははっきりしないと何かぼやっとしてきてるんですよ、今。目的は何なのかっていうのを皆さんの意見を聞いてもらえばいいと思うんですよ。目的はこうですと。

○委員長（岩永政則委員）

私からですが、目的って何の目的ですか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

これまでの特別委員会の設置とか、分割委託とか、こういう方式がありますよと、何のためにそれをするんですかっていう目的がはっきりしないんですよ。常任委員会の業

務のアンバランスを是正するためにそういう方式をとるのか、何なのかっていうのがそこがはっきりしないと先に進まんじゃないんですか。常任委員会のアンバランスの目的っていうことであればそれはそれでいいですよ。ほかに何か目的を持っておられる人がいれば、それは言っていたきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

何度も言うようですが、委員会条例の2条で総務文教常任委員会はこれこれこんだけの事項が対象になるんですよ。（2）で産業厚生常任委員会は、先程申しましたように建設産業部の所管に関する事項とか、アからオまで書いてあるんですよ。この条項に倣って審査をしましょうということが目的なんですよ。だからそのことをやれば、今言われるように、今のやり方が是正されるんじゃないかなということはあるんですけども、基本的なこの条例があるわけで、こんとおりせんばいかんじゃないですかっていうことを申し上げてるんです。条例の示した事項のとおりそれぞれの常任委員会が審査にかかるべきじゃないのかなということをお願いしておるんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今、委員長からはどういう案がありますかと、常任委員会の組み合わせでという話が出てるわけですよ。今、その前の話でしょう、どうなんですか。だから今常任委員会の組み合わせを考えましょうっていう、そうであればその目的はアンバランスの是正ですよと、常任委員会の、それしか考えられないよね。目的として、だから目的をはっきりしてくださいということですよ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

常任委員会の組み替えについての目的と言われましたら、それは常任委員会の組み替えが必要じゃないんじゃないかと、先程内村委員も言われたように、その目的は言われた方に言っていたかないと、私は今するべきじゃないということはずっと言いよりますので。それが必要ではないかと思われる方は、こういう目的でっていうことを言っていたければ非常に私たちも分かりやすくなります。

○委員長（岩永政則委員）

今の議論はもう1回整理しますが、午前中の審議の中で、特別委員会等と言わしていただきますが、そういうものを構想する中では、今の2条にある所管の事項では、若干、産業厚生の方に過重が掛かるんじゃないかと、それでは少し見直していけばいいんじゃないかと、これはあなたも言われたわけですよ。ほかの3名さん内村委員も含めて言わ

れました。それで休憩をとりまして、今それではどういう方法でこの所管の組み合わせをしていけばうまくいくんでしょうねと100%いきませんが、まあまあ納得できるぐらいものが出ないのかなということで今、議論をしておりますが、そこで目的は何かとか、また元に戻るような発言じゃなくしてもう少し、前に向かってこうすればいいのじゃないという案があれば申し上げますということで今、議論しとるわけ。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私が申し上げたいのは、今アンバランスが出ているから組み替えをしましよと、どういう案がいいですかっていうのを提案してくださいって委員長が言ってるわけでしょ。その大前提となるのはアンバランスが生じるからそれが目的なんですよ。アンバランスの是正が目的なんです。浦川委員はいや現状でいいですよ、現状のままでいいですよって言う案でしょ。アンバランスが生じないということで言われたんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

以前から言ってるんですが、やってみて必要があれば委員会の組み替えは必要じゃないですかと、だからやってみて結果を検証して、その時点で必要があれば、これ先程河野委員が言われとったんですが、必要であれば変えるべきじゃないかと。それで先程申しましたのが、現状任期が来年の4月までである中で現時点で変えるべきじゃないということをお願いしてるんですよ。現時点で変えるということは、条例から替えるばという話になりますから、現状の体制でやってみて3月を終わらせた時点で、この条例改正も含めて組み合わせを考えればどうかっていうことは申し上げておるところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そのところが考え方違うんですね、私とね。

○委員長（岩永政則委員）

今、浦川委員は当初の考え方を言われて、みんなでやっぱり何でもそうなんです、合意を得なければ思うとおりには何でもいきません。そのために今、議論をしとるわけですね。だから先程からもう1回言いますが、特別委員会等を設置する前提になったときの議論で、今までやってきてもう少し所管の組み合わせを、もう少し見直したらどうかと、そうすると実現も可能じゃないかというような議論に今入っておりますので、それでそれが一番いいんだという結論になれば、条例改正もそれはあり得るということは、先程も申し上げた。これはみんなで決めればいいわけですよ。そういうことで何かいい案があればということで、今出し合っていていただいておりますので、どうぞ。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私は何回も申し上げるように、1回やってみたらということが、そういうことがもう大嫌いなんです。考え方は分かるけど、議会として慎重に決めてからやるべきであって、それを1回やってみようとか、そして今のそうすると浦川私案からいくと今の委員会のままで、そのままの状態です。2つに割る。産業と厚生を産業厚生委員会で審査をせろというわけでしょう。そうするとそのウエイトはかなり、ちょっとじゃなくてそれがプラスされるわけ。さっきの議題に戻って申しわけなんですけど、半分、半分の分を、1を2で割って総務はその2分の1をしようと、産業厚生は2分の1をしようと。プラス特会、建設っていったらそれは当然ウエイトとして無理がいくってというのは分かりきっているじゃないですか。だから私は先程申し上げた委員会の部分の所管の構成をいくらか変えてやった方がいいんじゃないんですかと。何でそう慌てるのかなと僕はそう思う。だから2年の結局その委員会あれって言うのも逆に言ったらまた変えてもいいわけですよ。条例を変えればいい。基本的にちょっと申し上げると、自治法では議長も副議長もみんな4年という任期でやっていますね。しかし県外とか長崎市なんかは議長も2年おきとか、1年おきに替わっています。これは自分達の申し合わせとかなんとかで替わっている。替えられんですよ、替えようと思ったら。自治法では4年と決まっています。ここは議長の任期がね。だからそういう部分でもう少しやっぱり慎重に考えていかなければいけない。今さっき言われたら浦川私案案いくとそれはもう産業厚生がかなり負担が掛かるなど。先程申し上げた部分で何日ぐらい延びるか、そしたら今産業厚生でやっている時間プラス総務でやられている産業と厚生分の時間が丸々増えていくと。それとあとちょっと僕が少し気になるのは、特会が早く終わっていると。確かに今は少し早く終わっていると、確かに今は少し早く終わっていると思うけど。審査時間も審議も延びると僕はそう思う。だからそういう分についてはバランスがやっぱりあまり良くないと僕はそう思う。ただ、要は担当の委員会が所管をするというのは、それ私は正しいと。しかし今の委員会ではそれは難しいでしょうという僕は意見です。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員から具体的な案が出たわけですが、ほかに具体の案ございませんか。
河野委員。

○委員（河野龍二委員）

審査を進めていく中で、バランスの問題がうまくなればというふうに思いはするんですけど、議案のボリュームというのは非常に難しい問題かなというふうに思うんですよ。例えば今後さっきでられた産業、建設というふうな形で委員会を構成していくと、区画整理事業が果たして今後どうなるのかというふうな部分ですね。一定期間はあかなというふうに思うんですけども、それはそれが無くなったときにまた委員会の再編でもいいのかもしれませんが、そういう部分もあるんで、果たして今の議論の中で本当にどれくらいの形で進められるのかなというふうにちょっと思っています。案とし

ては先程言われた僕も同じような案ですね。総務と文教、そもそもは教育委員会も相当な予算があるんで、総務と厚生ですね、住民福祉部、健康保健部と建設産業、あと文教をこっちに入れるかなというふうなところ。総務が持つてる文教を移すかどうか、建設がある厚生を移すかどうかというところじゃないかなと、バランスを考えるとそういうところかなというふうに思いますね。私が常々思ってるところはそういうところですよ。

○委員長（岩永政則委員）

教育委員会を建設産業に含めるという一つの案ですね。それ以外は同じような考え方ですかね。竹中委員が総務、産業、福祉、健康、教育を言われましたけども、教育を産業の方に入れたらどうかと。ほかは一緒ということです。その辺りの調整が必要ですよ。ほかにございませぬ。中村委員何かございませぬか。そうなりますと特会も例えば福祉とか健康が総務に入りますと介護とか、国保とか、特会も当然移っていきますよね。そういうことです。それで建設の方は、区画整理、水道、下水道の特会が残るということ。教育委員会がもし入れば、これは特会ございませぬので、そういうことですよ。駐車場関係は総務の方の特会に入るということに今の話でいけば従来どおりのようですよ。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

委員会のバランスとしたら、どれぐらいの比重か分かりませんが、総務の方の文教が産業の方に来て、厚生と入れ替わるというのがいいのかなと漠然と思ったんですけども、委員長が今おっしゃたように特会を含めての考えであればそういうことかなと思ったんですよ。前にも言ったんですけど、この委員会条例の考え方だと思うんですけど、所管で審査する。その所管が審査することが良いということは私もそう思っております。ただ、何で総務に予算決算がっていうのは、今の状態で言えば企画財政部が議案として上げているから企画財政部の所管。これは委員長も覚えてらっしゃると思うんですが、前々回ぐらいの議運だったか、その前だったか分からないんですが、そういうことで今やっているのでも何ら間違っているわけではないわけですよ。そうなるのであれば特別委員会を設置するならば、ここの条例は触らなくてもいいのかなと思うんですけど、ほかの所の分割付託とか、そういったところになると、ここが両方にわたって産業厚生常任委員会の中にも企画財政部の所管の産業厚生部分っていう形になってくるのかなと。これは個人的に調べたわけではありませぬので、そういったところを考えております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の意見は多分考え方で、一般会計予算の所管は企画財政部なんだという考え方もあるかもしれませんが、今回この21市町見て分かるようにそういう感覚でやられる所はもう2つしかないわけですよ。だからどこも分割付託とか、特別委員会とか、常任委員会を設置して審査をされている所は、そういう認識じゃないと思うんですよ。やっ

ぱりそれぞれの所管に分けて審査するのがいいだろうということで、いろんなやり方を考えてやられてるんだと思うんですね。だから答えは私も分かりません。どっちが正しいのか分かりませんが、そういうことだと思います。それとあと1点、皆さん常任委員会の組み替えをやってからがいいんじゃないかっていうような意見があるんですが、ちょっとお聞きをしたいんですが、いつの時点でその組み替えをやられて対応をした方がいいんじゃないのかなというのを、もし良かったらですよ、私も組み替えは必要であれば必要だと思ってるんですよ。ただ、3月まで特別委員会をやってみて、その結果をもって組み変えるべきだと思っておるもんですから、皆さん方、時期的なものでもどなんふうに思われてるのかっていうのをちょっと教えていただければと思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

何か御意見あります。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今、組み替えの審議をしてるわけですよ。組み替えがこういう案になれば、それはもう条例の改正というのは12月もできるし、そして3月の予算とかそういうのに間に合うでしょう。だからそういう意味では協議次第ですよ。そう思います。私は任期とかそういうのにこだわる必要ないと元から思ってるんですよ。議会っていうのはずっと続くもんだから、この2年間でやり遂げないかんっていうそういう気持ちはほとんどないんですよ。だから4年間僕らは任期があるわけですから、あと2年、町議として。その中で解決していけばいいという大きなスパンで見ますので。そこは浦川委員とはちょっと違うね、それはもう私の意見ですから。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに意見ありません。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

時期を浦川委員から言われたから、僕なりに考えているのは何回も申し上げるように、発議まで出されてもう急々にということだったから、ちょっとそれは時間的にまだ審査してないんだから、もうちょっと慎重にやろうと。そうすればいろんな意見が出てきますよね。早くて基本的には当初ぐらいからやればいいのか。委員会構成については内村委員が言ったようにそれは条例を変えれば済むことだから。それは12月の定例会でも変えられるしね。ですからやっぱり慎重にしていきたい。基本的には時間ありきというのは、あまり会議としては、いろんなことでもう早急にコロナのあれとか何とかで決定せんということであれば、もう時間ありきでやらんといかんんですけど、この問題はなるべく審査を有意義にやっていこうという話ですから、それと今までの経緯が何年もあるんですね。何回も申し上げたけど、今までにもう5、6回出てきてるんですよ。特別委員会というのはね。その度にいろんな経緯の中から今までできなかったという、一

つの先人の議員たちの考え方もあるんですね。だから今私たちが今のこの議会を運営してるんだけど、その前例も考えながら、そして今後のことも考えながら、やっぱり慎重に審査をしていくべきだなと。だから僕の場合の中では作るんだったらやはり当初からやった方がいいのかなと。そういうふうな考えです。私個人は。そうしないといきなり決算をやってみてとかいうことではなくて、慎重に考えて、それを両方ちゃんと両立できるような形で、やっぱり正式に作った方が僕は良いと思うんです。皆さんのやっぱり理解を、全員の理解をやっぱりいただかんばいかんと思う。そういう考えです。

○委員長（岩永政則委員）

この前の27日から本日にかけてこうして議論をしていただいておりますけども、今ありましたように、議会運営委員会の発意としていくなれば全会一致を原則としておりますので、全員の賛同を得てやるということが前提だということを踏まえて、お互い行くべきだろうと、私もそういうふうに考えております。ただ、いろいろ賛成者もおられますので、また若い人たちの意見も耳にしておりますので、できるだけこうして精力的に27日からもう申し上げておりますようにして精力的に行っていきますということの話を申し上げておりますので、できれば、これはもう言うてはいけませんけれども、9月の議会で議案が通るといふことであれば、そういうことが実現できればいいなというふうに個人的には思っておりますが、これもまた皆さん方で決めていただいて、全会一致でどうするということに導いていければいいというように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。ほか組み合わせについて。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今の発言ですけど、基本的に私たちが今やって、ある程度まとめたものをもう1回全協に、9月の定例会の全協が2日目にあるわけですから、これを皆さんに諮ってもう1回意見を聞いて、そしてまとめていって、やるのであれば全会一致の、さっき委員長が言ったように発委でもっていくというのがこれが一番いいことだと。時間を少しいただいて、やはり全協も今いきなり議長から招集をするんじゃなくて定例会まで、どうせこの中身もまだまとまってないわけだから、それをやっぱり順序正しくやって行った方がいいんじゃないですか。皆さんの全協の中で意見を聞くと。そして浦川事案でいくと今の現委員会であるということであれば、総務委員会、私たちの委員会もやはり皆さんが1回委員会を開いて、皆さんの意見の調整を委員長はせんといかんだろうし、そして発言をしていただく。そういう部分でやっぱりそういう少し時間をもらいたい。9月にもうやるということではなくて、もうちょっと時間、そしてやるのであれば、もうどうしてもいうことであれば、それはいろんな方法はあるでしょうけど、多分皆さんの全会一致の中にはならないと私はそういうふうに思いますよ。まだ審議未了ってことです。

○委員長（岩永政則委員）

今朝も実は議長とも意見交換したんですけども、私の考えとしては、今日の考え方、

結果がどうあるか分かりませんが、近々全協を開いて皆さん方の意見を聞こうということは、もうまさに一緒の考え方でございますので、そういう手続きは慎重に行っていく必要があるというように考えております。もう少し具体的な意見ございましたら、今2つの案がほぼそう変わらないぐらいの案が出ておりますけども、何かございません。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

その全協に諮るための資料っていうのを作らんといかんじゃないですか。今のこの状態で事務局作れますか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程、竹中委員おっしゃられたように、発議をした9人の委員の意見も尊重してるんだということで、私ども3人は別にここの委員なんで省いてもよろしいんですが、残りの6人の方っていうのも是非9月からやりたいんだというふうな意向があって発議に至ったわけですよ。その方たちですね。だから、そういう方たちの意見も尊重しながら、それで議長が発議について議長預かりとするというような説明の場でも、全協を開いて対応をしていくんだというようなことも言っていただいておりますので、是非全協の中で皆さんのやっぱり意見を聞いて私は早急に開いていただきたいとは思っております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今の発言は非公式でしょうから私も非公式に話すのであれば、賛成をされてる何名の方からお尋ねしたんですけど、9月というイメージはあんまりもっていらっしやらなかったように私は感じました。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

だから、そういうことも含めて改めて全協で確認をし合うということで、そういうのが一番よろしいんじゃないかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

時間が12時に近まってまいりましたので、ここで休憩をとりたいと思いますが、1時15分まで。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そうすると昼からは、式次第と進行として何を今から進めるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

例えば特別委員会等を設置するとなると、今の議論がこういう組み合わせでいけるかどうかという議論が今しておりますので、だから午後からは、ほぼ特別委員会等についての設置については、一定の理解が得られるような方向にあるんじゃないかということの確認と、それと今議論しております今2案がお2人から出ておりますので、その辺りの突き合わせをその2条の組み合わせですね。これをできますともう1回特別委員会の設置についての御意見を集約をして、そして、これができますと一つの案が特別委員会の設置ということの案が出てまいります。組み合わせについても一定こういう方向でどうかというようなものも出てまいりますので、この辺りが出てまいりますと全協に振っていける材料は出てくるということを考えてますので、今日はその辺りまで突き詰めていければというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。それでは1時15分まで休憩をいたします。

(休憩 11時45分～13時00分)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。先に事務局長がちょっと2時から席を外しますので、今日配布をしております前回からの懸案事項の議員がコロナに罹った場合はどうするのかという県からの資料をもらいましょうということで未だに貰えなかったですね。今日配布をしておりますこのことについて事務局長に説明をさせますので、お聞きをいただきたいと思います。

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

1枚物で左肩に長与町議会新型コロナウイルス対策ということで、太文字で議員が行う感染予防策、議員本人の健康管理、議員本人が感染した場合または濃厚接触者と認定された場合の対応、そして公表ということで、まとめさせていただいています。一番上の議員が行う感染予防策につきましては、これまで議運並びに全協で徹底をしてまいりました内容を基本的には議員本人が行うことに限って、5項目にまとめさせていただいております。自宅での検温と事務局への報告、それと役場に入ったときと4階に上がってきたときの手指消毒の徹底、それと議事堂内のマスク着用、これは発言中も外さないということですね。議席については、上程、質疑、採決は通常通り、一般質問のときに後方に机を置き密を避けるということで前回までしております。一般質問、質問時間については議員各自の判断とするということ、それと議員の関係者、特に一般質問のときだと思いますが、関係者への傍聴自粛を要請をしていただくということと、YouTube 視聴の推奨をしていただきたいと思いますということでまとめております。2つ目の議員本人の健康管理から下につきましては、先日、県の方に問い合わせをして引き取ってこういうことでまとめております。まず議員本人の健康管理ですけども、咳や発熱など風邪の症状や新型コロナウイルスの感染を疑わせる症状がある場合ということで、体調に異変を感じたときは無理して登庁せずに自宅待機するという。それと登庁後に発熱が生じた場

合は直ちに帰宅するという。それと以下に該当する場合はっていうことで下に3点示しておりますけども、する場合は主治医または帰国者接触者相談センターに相談し、必要な指示を受けることということでまとめております。次に議員本人が感染した場合または濃厚接触者と認定された場合の対応でございます。1つ目が議員本人が感染した場合には、医師の指示に従い入院等の必要な措置を受けるということ。それと検査機関、診断日、発症時期、現在の症状、医師からの指示事項、隔離施設、病院等の所在地連絡先、前2週間程度の行動履歴、役場登庁歴がある場合は移動経路まで含んでそれを事務局に連絡をするということ。次に濃厚接触者と認定された場合は、保健所の指示に従い感染者と接触から14日間の健康観察自宅待機を行うと。2点目は、上と一緒にございます。感染者との関係と感染者の状況で本人の発症の有無と体調で前2週間程度の行動履歴を連絡するということでございます。一番最後の公表のところですけども、議員が新型コロナウイルス感染者に認定されたときは、議員の氏名、保健当局から認定を受けた日付、現在の状態をマスコミ各社にプレスリリースするとともに庁内ポータルサイトに掲載する。議員が感染した場合、議員自らが訪問した事務所、個人施設などの了承を得た上で行動履歴を公表することは妨げないということとまとめております。下3つにつきましては県の取り扱いを電話で聞き取りをしてまとめております。2点目、3点目については問題ないと思っておりますけども、一番下の公表の部分のうち議会としてどう扱うかというところが、一番根本になるのかなということとございますので、その辺りを議論していただければと。県議が出たときにはニュースとかでも顔写真で、言い方は悪いですけども晒されてた状態になっておりますので、その辺りもあそこに自分の写真が載るということをイメージしていただいて議論をしていただければと思います。この資料については以上で説明を終わります。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。大きく分けて4件ありますけども、何か疑問の点ありませんか。内村委員。

○委員（内村博法委員）

この公表は県議会だけなんですよ、今のところね。ほかの長崎市議会とか、そういう所はしてないんですよ、現在ね。加えて長崎県も職員の方もしてないんですよ。そういうルールになってないみたいですね。それから長与町もそうですね。私も長与町に確認したら長与町はPCR検査を受ける段階になったら連絡報告してくださいってなってるみたいですね。そこのところは事務局がよく知ってると思うんですけども、私はこのところはもう長与町のルールに合わせた方が良くないかなという気がするね。議員本人が罹った場合。今、長与町は罹ってないんですよ、職員で。新聞なんか見ると県議を除いた全部、名前伏せてますよね。新聞報道では。今回の北陽台とか、ああいう所も伏せていますし、年代ですら不明って書いてあるところもあるし、もう少しこの公表は慎重に考えた方がいいんじゃないかな。というのも、議員本人はいいんですけど、

議員本人の家族とか、家族で子どもがいるとか、子どもが保育園に通ってて保育園からいろいろ風評被害を受けたりするケースもあるし、また議員が個人営業やとった場合はまたそこが影響するとか、そういうのがあるから少し慎重に考えた方がいいと思うんですよね。今私が調べた限りでは、長崎県議会だけがちょっと特別だなっていう気がしてるんですけど、ほかに何か調べられているんだったらちょっと教えていただきたいというのがあって、この3、4は、長与町のルールに任せの方がいいんじゃないかなと。それと行動履歴とか何とかがってというのはやっぱり保健所が調べるんですよ。基本的には保健所はずっと調べていくわけですね、クラスター班とかなんとか作って。だからそこに任せればいいと思うんですよ。ただ議会事務局、議長が知っておかないといかんのは、PCR検査を受けた段階で報告してもらおうと。今長与町がやってるように、陽性と判断されたらすぐ議会運営委員会開くか、対処をどうするかっていうことで、個別に判断していった方がいいんじゃないのかなという気がしますね。ちょっと公表まではなかなか、新聞にも載ってましたけど風評被害で載ってましたね。4月だったかな。だからああいうふうに、もう狭い町だからもういろんな噂が飛び交って、なかなか風評被害がなくなるということが保障できないもんだから、なくなる社会になればいいと思うんですけど。それがなかなかできないので。しかもこれは本人の責任じゃないんですよ。病気なんですよ。本人が何か行動して何か批判を受けるというか、そういうものじゃないよね。何か犯罪者みたいに取り扱っておられるから、それとはちょっと本質的に違うなど。多分県の方は公人だからって理由かもしれませんが、ただ公人でもそういう区分けして考えないかん代物だなど、これは病気だから。誰でも罹る病気だから、そこまで敢えて公表に踏み切るかというのはちょっと問題があるかなという気がします。これ言い出せば例えば感染症でエイズとかありますよね、あれだっつてれっきとした感染症ですよ。ああいうので公表するのかってなるんです。少し感染症のタイプは違いますけども、そう考えると慎重に扱っていった方がいいんじゃないかな。結論的には3、4はもう抹消して、長与町ルールを入れたらどうかと思います。長与町でやってることをですね。

○委員長（岩永政則委員）

詳しく内村委員の発言がありましたけども、ほかの方ございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

前回私は公人である中で公表した方がいいんじゃないかっていうふうな発言をしたんですけども、今会議に入る前に事務局と委員長の話を聞いてて、町が公表する云々ではないみたいですね。どうも保健所、いわゆる県の管轄になるのかなというふうに、先程言われた町としても情報が入ってこないということで、だから例えば議員が罹ったという情報が、本人が言わないと町としても分からないという形になるんですよ。でもそこはそうなってくると町が公表するというふうになる。でも、今の段階でコロナ感染症の中で県の管轄の保健所のある自治体は、表に出ることはないですたいね。長与町長が

長与内でこれだけ発生してますっていうふうな報告をすることはない。まず県がそれに基づいて報告することがあるんで、県の一つは判断のところになるのかなというふうな部分があるのと、県は先程言うように、どこの誰が罹ったということは、はっきり言わないという部分があるというところで、しかし、議員が罹ると議員との接触がどうだったかっていうのは当然明らかにしていかないと、またそこから広がる可能性があるんで、どうしたらいいのかなともどかしいところですね。県は教えない、じゃあ議員は罹ったという形で議会事務局に報告することは、まず当然やらないといけないかなというふうに思うんですよね。内村委員が言われてるのはその先の問題かなというふうに思うんですけれども、当然そこで心配なのは、例えば私と接触した人があのとき河野と接触したと、自分もそうかもしれないというふうな部分を挙げてもらおうというところで感染を拡大させないというところが重要なかなというふうに思いますんで、一定情報の発信というのは必要なかなと。先程内村委員が言われた懸念するところもありはするんですよね。今言われるように誹謗中傷されるということで。だからこの取り扱いは、一定の情報として公表しておくべきではないかなっていうふうな感じで、私は思ってるんですけれども。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方、ありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私も議員は公人ということで県議会の場合は公表するということになってるのかと思うんですが、やはりあの長大の第1例目の方のことを、また今回北陽台のクラスターのことを考えますと、罹りたくて罹ったわけではないんだけど、犯罪者並みにどこに住んでるのかとか、そういうことになるわけですね。だから保健所が、県が記者会見をしている内容はもう全て公表ですよ。何十代の人とか、非公表とか。そういったことで、当然議員がなればその上にある議会事務局とか、議長には報告の義務が当然あると思います。PCR検査をして今どういうふうにあるとか、やっぱり陽性だったとか、そういうことで議会事務局を通して議長に報告義務は当然あると思うんですが、公表とまでなると、私もそこまですべきなのかどうか実際に悩むところであります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

西岡副議長。

○副議長（西岡克之議員）

私も内村委員と同様の意見で公表は避けた方がいいと思います。もう1つ、行動履歴であるとか、濃厚接触者を事務局が、議会事務局がこれは調査をする権限は何もないはず。多分保健所がコロナの法律によってこれはやるんだと思いますので、一応感染したっていうのが明確に分かった場合は連絡、報告はするけども、濃厚接触の行動履歴とかいうのは、全部保健所がして、そのあと報告という形になるんじゃないですか。事務局がここへと下のところ書いてますけど、何も調査権も何もないはずなんで、そこは

もう事後報告という形でよろしいのではないですか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この3番目の議員本人が感染した場合と濃厚接触者として認定された場合の対応で、どちらも事務局へ連絡するという事になってるんですが、この連絡を受けた事務局はこの情報を持って何をされるんですか。その下の公表で「議員が感染した場合は、自らが公表することは妨げない。」と書いてあるんですが、これはあくまでも議員個人がしたくないって言えばせんわけですけども、だから連絡を受けた事務局は、この情報をどういうふうに扱うのか。例えば議員、議会の中で共有するのとか、事務局が黙って持って事務局の職員何人かで共有をして持っておられるのとか、そこら辺の取り扱いがちょっとよう分からんもんですから教えていただければ。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

特に何もありません。今回の資料は県がどうか調べてくれと言われて取りまとめたわけで、県の情報がこうなっているということですのでございますから、これを事務局がどうするかという話ではなくて、県はこうされているそうです。で、長与はどうしますかということで御提案をしたわけですから、そういうふうに御理解いただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたら現状雇った場合は事務局に連絡するというようなことも決まってないわけですね。別に決まってないことですね。そういうふうに理解をさせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

これは非常に全国的に一律にやるべきだと私は思っているんですね。だから他町とか県は個人の名前を出すということなんですけど、さっき内村委員が言ったように、今の町レベルとか、他町の流れもやはり見て、やっぱり同一行動をした方が僕はいいと思うんです。それと町の考え方も含めまして、だから県議会では公表すると。しかし他町、他市はどうなのか、それはやっぱりちゃんと把握しながらやっぱり決めないと、今度は私たちが決めたことによって他町に迷惑掛ける場合もあるし、その辺は調査をしてからした方が良くないのかなと思いますけど。

○委員長（岩永政則委員）

一応このメモについては、事務局長が言いますように県を調べてくださいと、ありそ

うですよという情報から、それでは早速問い合わせてください。取り寄せてくださいという結果がこれであるということで、説明の最後に事務局長が言いましたように、長与町としてどうするのかというのを議論をしてくださいということを申し上げたとおりで、このとおりやるという意味ではございませんので、それに対して今、全員から意見が出ましたけども、今、最後に竹中さんからありました。他市町の方とか町の動向ですね。こういう辺りの調査も必要じゃないかということも感じるわけです。内村委員から出ましたように町のルールに合わせるという話もありました。町は、町の職員とか理事者が雇った場合の対応というのは何かあるんですか。事務局長、聞いてないですか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。ただいま議題となっております長与町議会新型コロナウイルス対策の4項目につきましては、もう少し町とか、あるいは他市町等々を早急に調査をしてまとめるということで、後日それができ次第、共有するというところで、文書化できないような状況であれば協議の対象にはならないだろうと思うんですが、何かの形でできれば協議をするということで終わりたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのようにさせていただきます。

次に別紙にあります差出人が八木委員の文書があります。それと災害対策の。

竹中委員。

○委員長（岩永政則委員）

午前中に確認したときに、進行について確認をしてから、この話はまだ全然出なかったんだけど、何で急にころころ変わるのかな。順序正しくやっていかんとさ、頭の整理ができないんですよ。急にコロナの問題とか、急に八木委員と言われてもですよ。だから順番に次第通りにやっていただきたいと思うんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長が2時から出ますので、その前に申し入れがあったもんだから、また、別のこれが報告だけということでもありますから、もう一つ聞いていただきたいと思います。

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

それでは、ホチキス留めで3枚のものをお配りしていると思います。これにつきましては、7月17日の全協で皆さんに基準の構成案と、会議規則の改正のやつと、災害対応要綱の改正の分を皆さんに御説明をして御意見があればということで出てきたものが、この3枚でございます。今日は無理でしょうから、こういう意見が出てるんだということをおとからでも結構ですので御確認いただいて、次回以降の議運でこれをどう対応するかというところを考えていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

それでは事務局長からの報告は以上で終了をしたいと思います。この件については後日また検討したいというふうに思います。それでは、会議規則については、事前に前回から協議をしておいた中身の1項目。そういうことで次にまいりたいと思いますが。

午前中に引き続き、委員会条例2条の組み合わせの問題で、一定の方向が出つつあったわけでございますけども、まだ何か御意見がございましたらお出しをいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

腹案はないんですけども、竹中委員とか、河野委員が挙げられた組み替えについて、従来と比べてどういうふうに時間的に変わるかっていう検証をここ2年間でもいいし、年間でもいいし、こう組み替えたら現状はこういうふうに時間的になりますよっていう試算はできると思うんですね。それを是非してもらいたいんですよ、事務局にお願いして。それを基に竹中委員の案、それから河野委員の案を検証してみればどういうふうになるかというのはすぐ分かると思うんですよ。それが一番手っ取り早いんじゃないかなと思うんですよ。そしたら判断しやすいかなって感じがしますね。11月25日に浦川委員が出した時間がありましたよね。ああいうふうにして出されるわけだから、竹中委員が出された案を想定して幾らになるかと時間的にね。そういう検証はできると思うんですよ。それはもうそんなに時間は掛からないと思いますよね。それを是非していただきたいなど、そうしないと何か判断もできないなど、今のところは私も腹案がないものだから、組み替えの。だからどれがどうしたいというのは今日の話で出てきたものだから、なかなか即答はしにくいんですけど。したがって、今出てきた2案を従来と比べたら、振り替えたら時間的にはこうなりますという検証しかできないと思うんですね。それやったら検証はできると思うんですね。そしたら説得力は出てくるかもしれませんね。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員に申し上げますけども、竹中委員の提案は、現在のものの中で福祉の分野、健康の分野、教育の分野を総務の方でということ、そのときそのときに議案の内容も変わってまいりますので、それで産業の方は建設と水道、そういうものを組み替えたらどうかと。河野委員からは文教をこっちに替えたらと。私から言うのもどうかと思いますが、浦川委員が時間をしたのは、その当時の実績を記録されておいて、議案の内容等も違いますよね、時々です。それを組み替えたら時間がどうなりますかというのは、してみなければ分からないんじゃないですか。そういう質問はできますか。どうですか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私が言うのは時々そりゃ変わりますよ。変わるから、ある年度を取って検証したらどうですかって言うてるわけですよ。しても無意味だって言うなら反論してくださいよ。

○委員長（岩永政則委員）

組み替えたのちにそういう時間を取って見たらどうでしょうねと。組み替える前の前提としてじゃなくして、そういう意味でいいんですか。違うんですか。ほかの委員、今の内村委員の質問に対して何かございません。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

去年の実績、例えば、去年は総務文教ではこれこれ、産業厚生ではこれこれ時間掛かっている。そして今度組み替えしたら時間的には昨年の例ではこうなります。そういうのはじき出して欲しいわけ、それだけです、私が言うのは。そしたら計算しやすいでしょ。じゃあとんとんぐらいでいけるなっていうことであればその案でいこうかなっていうことも簡単にできるわけですよ。それが一番早いなど、そういうことで申し上げたわけですよ。そしたらこの議論は先に進みますよ。進むために私は提案してるわけ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

時間を、実績を拾って検討するべきじゃないのかということ、十分私も分かるんですけども、そういうことで私も1回自分で計って、課ごとにですね。それでそういうものを出させていただいたんですけど、そのときだけの実績なんで、先程からの議論の中でもさほど参考にできないというような、そこまでは言われてないんですが、私はあくまでも参考までにということで提案をさせていただいて、そういった上で今までの経験に基づいてこういった組み合わせはどうなのかということをおっしゃられておるわけですから、そこはそれで議員個々の経験でこういう組み合わせがいいんじゃないかなというような提案があれば、それはその組み合わせで議論を進めていいんじゃないかなと。また事務局の方も1個1個いつの決算の場合はこの委員会が何時間だったとか、そういうのは引っ張り出せばあるかもしれませんが、恐らくそういうものじゃないのかなという前提の元で経験に基づいて言われてるんだと思いますので、私はもうそこまで小さく時間を求めてやっても、やる必要もないのかなというふうな感じはしております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私も案を出した以上話をすると、私は時間じゃなくて、浦川委員の言われるのに賛同してる部分は、委員会が所管の分をするという部分は確かにいいですねということを僕は言ってる。時間のことを忘れてくれるとさっき言われたけど、やはりそれはやっぱり今までの実績の中で時間まで僕は計算してない。だからそうすると会期日程が、今、内村委員が言ったように会期日程を今度は作らんといかんでしょ。そうすると、浦川事案のことをそのまま入れると大体2日から3日伸ばさんといかん。産業厚生委員会はね。

休会はあったけど。それでも基本的には3日間ぐらい延ばす。そのままいけばそういう形になる。だからやっぱりそういう時間単位とか、そういう分はやっぱり前の分を幾らか参考にしたいのは、それは私も欲しい、はっきり言って。せっかく浦川委員がやってくれたんだから、事務局はもっと詳しく知ってるはずだから、実績があるはずだからそういうのを少し出して審査をさせてもらいませんかということを今、内村委員が言ったんでしょ。それは僕は必要だと思う。僕はだから2つに分けて話をしてる。時間の問題を何回も言って申し訳ないけど、それはまたそれ。それは僕は余り関心しない。しかし所管がする分は同調できますよと、だからその資料を今度事務局大変だろうけど、作っていただければ一つの参考資料としてそれこそ会議が進むんじゃないかなと僕は思う。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そういう資料が必要であれば、今からでも休憩取ってもらってどこまでできるのか。いやもうこれはできんと、やっぱり時間が掛かるという意味ではもう次の問題になってくると思うんですけど、もしそれが分かることで審査が進むっていうのであれば、ちょっと前年度の決算の審査日程がどれくらい掛かっていたかというのを時間を作ってもらって我々で調べてみてもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。資料の不足等があるようでございます。そういう意見がございましたので、昨年3月と9月の分の議会の時間配分の実態調査を事務局にお願いをいたしますので、次回の運営委員会までに間に合うように至急、森本さんの話では2、3日で終わるといような話もありましたので、調査をして一覧表にまとめていただきたいと思っております。それから2点目、長崎市の審査方法は分割方式でこれに書いてあるとおりなんですけど、私の情報では議案審査付託書というのが、うちの議案調書のようなものと一緒と思っておりますけど、それがあつたので、そのサンプルを予算が載っておるところ、予算決算が載っておるその調書を仕入れていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。それから次回の議会運営委員会を8月17日の月曜日に開催をいたします。そういうことで開催通知を送っていただきたいと。これは送りませんのでラックに入れていつものようにしておきますので、御出席を忘れないようお願いしたいと思います。それからこれが終わりますと、先程から出ておりましたように全員協議会に状況報告をしてそれで意見を聞いて、そして早々にまた議運を開催して、一定の方向が出ればいいんじゃないかというふうに思っておりますので、また、8月17日に次の議運の日程は決めさせていただきたいと思っております。これでいいでしょうか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

長崎市の資料を取られるときに、参考までにこれは時間単位も多分載ってると思う。議事録も拾えるんだから、分かったら大体どれくらいの時間が掛かったか。会期の日にちとそれから時間まで分かればそこまで資料として取っていただければと思ってます。会期と時間と。

○委員長（岩永政則委員）

そしたら今要望がありました3月と9月の、今年はコロナでありますから、長崎市も3月は一緒だろうと思いますので、昨年の3月と9月の当初予算と決算のときの会期日程一覧表を時間も徴集をお願いします。ほかに資料はないですか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

資料の提供のところで、先程一般会計の予算決算ということだったんですが、先程から委員会の組み替えの話も出ておりますので、是非それぞれの特別会計の予算決算に掛かった時間というのも合わせて作っていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

特会、時間、いいですか。長与の分。ほかに資料要求ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確認ですけど。さっき竹中委員が言われた長崎市の会期と時間は、継続審査になる場合があるんですね。会期を跨いで。これでいいんですか。却って継続審査になると相当時間を掛けてやってる部分があるんじゃないかなと思うんですけど、継続審査をしてない所もあった方がいいんじゃないか。継続審査となると今後長与町が継続審査、特別委員会を作って継続審査するかどうかはちょっと分からないんで、参考になるかなってちょっと不安なんですけどね。全く時間がものすごく掛かり過ぎてこれじゃとてもじゃないできんというふうな発想になる可能性もあるんで、継続審査をしてない所もできればあつ方がいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私も今河野委員が言われるように継続審査と普通の審査は違うから、やっぱりそれについては参考までに良かったら継続審査をしてない所、分割は大村かな。この時間帯も会期と時間を取ってもらえば参考までにいいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか、分かりましたか。課長。長崎市の継続審査分と大村市の会期と時間、会期日程ですね。そういう資料を請求をしていくということになりました。それでは次回

8月17日、再確認ですが、お忘れなきよう御出席方をよろしく申し上げます。

以上をもちまして、本日の会を終了をしたいと思います。皆さんお疲れさまでした。

(閉会 15時02分)